

ドイツ:新再エネ法、連邦議会・連邦参議院を通過し、 8月1日施行¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループ

本年1月から進められてきた再生可能エネルギー法の改革案作成作業によって纏められた新再エネ法は、6月27日、連邦議会（下院）において可決後、7月11日、連邦参議院において承認され、8月1日に施行される。新再エネ法は、昨年11月に設定された法的拘束力のある再エネ電力導入比率目標²を堅持しつつ、再エネ導入コストの削減と再エネ賦課金負担の公平化を目的としている。

再エネ導入コストの削減を図るためには、新再エネ法では新規の再エネ発電電力に対しては固定価格買い取り制度は適用されず、市場での直接販売が義務化される。このため、発電事業者は今後自らリスクを負って市場で再エネ電力を販売しなければならない³。また、再エネ電力の段階的・計画的な導入を図るため、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電に対して導入速度が規定された⁴。更に、既存の風力発電の買取り費用の削減を図るため、買取り価格の通減率をきめ細かく変更する”breathing cap”と呼ばれる仕組みが適用された。

現行の再エネ法では電力多消費産業⁵、および、発電事業者による自家消費電力に対し賦課金を減免する措置がとられている。また、再生可能エネルギー発電の比率が50%以上あり、且つ直接販売を行う事業者に対し賦課金を大幅に減免する特権（green privilege）が認められている。これら賦課金減免措置の対象となる電力量がドイツ全体の電力消費量に占

¹本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外省エネ等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

² legally binding corridor for the expansion of renewable energy
与党キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と最大野党社会民主党(SPD)との政権運営合意書の中で、40-45%(2025年)、55-60%(2035年)と規定された。

³ 500KW以上の発電プラントについては2014年8月1日から、250KW以上の発電プラントについては2016年1月1日から、100KW以上の発電プラントについては2017年1月1日から直接販売が義務化される。従来通り、市場プレミアムを受け取ることができるが、管理プレミアムなど再エネ事業者を優遇するプレミアムは廃止される。

⁴ 陸上風力と太陽光は年間導入量を2,500MWに制限。洋上風力は累積導入量を6.5GW(2020年)、15GW(2030年)に制限。バイオマスは年間導入量を100MWに制限。

⁵ 基幹産業である重工業（鉄鋼、アルミなど）や鉄道など電力を大量に消費する産業。現行の再エネ法では以下の通り。(1)年間電力消費量が1GWh超で、電力費用が企業の総付加価値(GVA)に占める割合が14%以上の企業を負担軽減措置の対象とする。(2)電力消費量が1GWh~10GWhの企業は賦課金の10%、10GWh~100GWhの企業は1%を負担する。(3)ただし、年間電力消費量が100GWh以上で、電力費用がGVAに占める割合が20%超である企業は、消費量全量について賦課金を一律0.05セント/kWhとする。(一般需要家の賦課金額は6.24セント/kWh)。

める割合は、7%（2004年）から30%（2014年）と大幅に増加し、そのしわ寄せとして家庭部門、商業部門、小規模産業事業者の賦課金が増大し、不公平の是正求める声が大きくなっていった。

新再エネ法では賦課金減免の対象となる電力多消費企業の最低負担額が引き上げられ、また、減免の対象となる企業の数も2,000社以上から約 1,600社に制限される⁶。自家消費電力に対する減免措置については、既存の発電プラントに対しては従来通り100%減免されるが⁷、新規発電プラントに対しては60%の減免となり、減免率が縮小された⁸。また、グリーン特権（green privilege）も全面的に廃止された。

原子力発電を廃止し再生可能エネルギー発電を大幅に拡充するエネルギー転換（Energiewende）政策を推進するドイツにとって、再エネ法の抜本的改革は重要課題である。再生可能エネルギー発電の拡充のためには、電力グリッドの拡充、電力貯蔵技術の促進、従来型ベースロード電源の確保という新再エネ法の対象となっていない課題もある。ドイツの再エネ政策は今回の新再エネ法の制定を新たな出発点として、今後、大きく変化していくことが想定される。

お問い合わせ : report@tky. ieej. or. jp

⁶ 新再エネ法では以下の通り。(1) 電力消費量が 1GWh を超過した企業については、GVA に占める電力コストの比率が 20%以下である場合、15% (0.94 セント/kWh) の賦課金を負担し、支払総額は GVA の 4% を上限とする。前述の比率が 20%を超える場合、賦課金の支払い総額は GVA の 0.5%を上限とする。(2) これら 1GWh 超の電力消費に対する減免賦課金の最低額を、従来の 0.05 セント/kWh から 0.1/kWh に引き上げる。

⁷ ただし 2017 年に見直しを行う。既存発電所を近代化した場合にも 100%の減免が適用される。

⁸ただし、再エネ発電所もしくはエネルギー効率の高い熱電併給（CHP）プラント以外の発電所の自家消費に対しては減免率は 0%となり、100%の賦課金が課される。